

## 検査証明書添付要否一覧表

版 数	改訂履歴
初 版	2023/1/10

## 【利用に当たっての留意事項】

## 1. 本リストの位置づけ

植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）第 6 条第 1 項において、栽培の用に供しない植物であって、検疫有害動植物が付着するおそれが少ないものとして農林水産省令で定めるものを除き、輸入する植物には輸出国の政府機関が発行する検査証明書を添付しなければ輸入してはならないと規定されています。

農林水産省令で定める「栽培の用に供しない植物であって、検疫有害動植物が付着するおそれが少ないもの」は、植物防疫法施行規則（昭和 25 年 6 月 30 日農林省令第 73 号。以下、省令という。）第 5 条の 3 において、「検査証明書の添付を要しない植物」として規定されています（令和 2 年 8 月 5 日最終改正）。

本一覧表では、検査証明書の添付の要否が植物の種類だけでなく、その用途や状態によっても異なることを明示するため、省令第 5 条の 3 の規定内容を解説することにも留意し、品目ごとに「植物の種類名」、「植物の部位」、「用途」、「加工」の組合せで検査証明書添付の要否を示しています。また、明らかに品目として一般的に想定されにくいものは除外していますが、基本的に前述の要素の組合せによる品目について検査証明書添付の要否を示すことに主眼を置いています。

このため、検査証明書添付の要否を判断するに当たって、本一覧表に掲載される品目が発送される、又は経由する「地域」については考慮していません。地域によっては、輸入が制限されている植物に、又は輸入が禁止されている植物に該当する場合がありますので、別途省令を確認してください。

また、輸入を予定している品目が本一覧表に見当たらない場合や、そもそも輸入検査が必要となる品目なのか（高度加工品など）分からない場合には、最寄りの植物防疫所にご照会ください。

令和 5 年 8 月 5 日からは輸入貨物において検査証明書の添付が厳格に求められることから、輸出者等関係者との間で連絡調整をお急ぎいただき、ご不明な点は最寄りの植物防疫所へご照会ください。

## 2. 用語の解説

### (1) 植物の種類名について

省令第5条の3に規定されている各植物の種類名と「その他植物」とする種類名を記載。

### (2) 植物の部位について

省令第5条の3に規定されている「根」、「茎」、「葉」、「花」、「果実」、「果皮」、「樹皮」、「木材」、「枝」、「種子」及び「殻付き種子」の部位を記載。なお、植物の種類によっては該当しない部位の記載を削除（例：草本植物の場合は「樹皮」、「木材」、「枝」を削除）。また、殻果類の部位について、クリ（2種）及びブラジルナットは「種子（むき身）」、クルミは「核子（殻付き）」、「種子（仁：可食部）」を追加。

### (3) 用途について

省令第5条の3に規定されている「肥料、飼料、農林業の生産資材」と、その他の用途として「その他用途（栽植用を含まない）」を記載。

### (4) 加工について

省令第5条の3に規定されている「乾燥」、「乾燥＋圧縮」、「乾燥＋細断」、「乾燥＋破碎又は粉碎」及び「凍結」と、その他として「その他加工」、「加工なし」を記載。なお、植物の部位によっては一般的ではない加工の記載は除外（例：「種子」、「樹皮」、「木材」又は「枝」と「凍結」との組合せは除外）。

「その他加工」には、「乾燥」、「圧縮」、「細断」、「破碎」、「粉碎」、「凍結」以外の熱処理や薬品処理等を含む。

「加工なし」には、乾燥等の処理をしていない生の状態を想定。

### (5) 添付の要否について

発送される、又は経由する「地域」を考慮していません。輸入の可否については、別途省令を確認してください。

「要※」とは、加工の程度により輸入植物検疫の対象とならないものを含むことを示します。